平成２５年（フ）第４６号
福井県丹生郡越前町厨第47号１番地15、住民票上の住所福井県丹生郡越前町厨第７号46番地２
債務者　加藤　知恵
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
福井市上北野２丁目16番12号
債務者　村越　泰行
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
福井市上北野２丁目16番12号
債務者　村越　亮子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福井市上北野２丁目16番12号
債務者　村越　慶治
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
福井市上北野２丁目16番12号
債務者　村越　繁子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福井県勝山市郡町２丁目６番44号
債務者　竹内　淳哉
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
福井県鯖江市糺町第19号１番地６
債務者　坂　　昭子
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
愛知県半田市柊町４丁目200番地の３
債務者　千葉　侑樹
１　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦396番地
債務者　野崎　龍秀
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１２２号
大分県津久見市文京町１番６号
債務者　松野　峰和
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
富山県魚津市友道399番地１　カトルセゾンＢ棟203号室
債務者　浅田　　真
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
富山市新庄町４丁目２番17―105号　ファインズ・シティーＢ棟、前住所富山県砺波市石丸272番地７
債務者　青木明日香
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
富山県中新川郡立山町江崎25番地　江崎町営住宅２―203
債務者　大畑　信恵
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
富山県中新川郡上市町下経田215番地17、住民票上の住所富山県中新川郡上市町稗田６番地１　稗田定住促進住宅１号棟305号
債務者　佐伯　光一
１　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５号
富山市大町221番地８　大町マンション203号
債務者　古川　政吉
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
富山市秋吉新町29番29号　渡邊方
債務者　北　　俊明
１　決定年月日時　平成25年４月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国谷田４番地１
債務者　小林　尚幸
１　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係